



新しい本庁舎等につくられる 区民利用・交流拠点施設についての説明会 (区民ワークショップ)

令和5年7月11日(火)

北沢タウンホール ミーティングルーム

世田谷区 生活文化政策部 市民活動推進課



1 開会

本日の開催内容について



- 開会
 - 区民利用・交流拠点施設
 - これまでの検討経緯
 - 運営基本計画
 - 意見交換
- 閉会



本日の説明会では、

「まずは皆様に区民利用・交流拠点施設を知ってもらうこと」

「テーマについて皆様のご意見をお伺いすること」を目的とします

参加にあたっての諸連絡

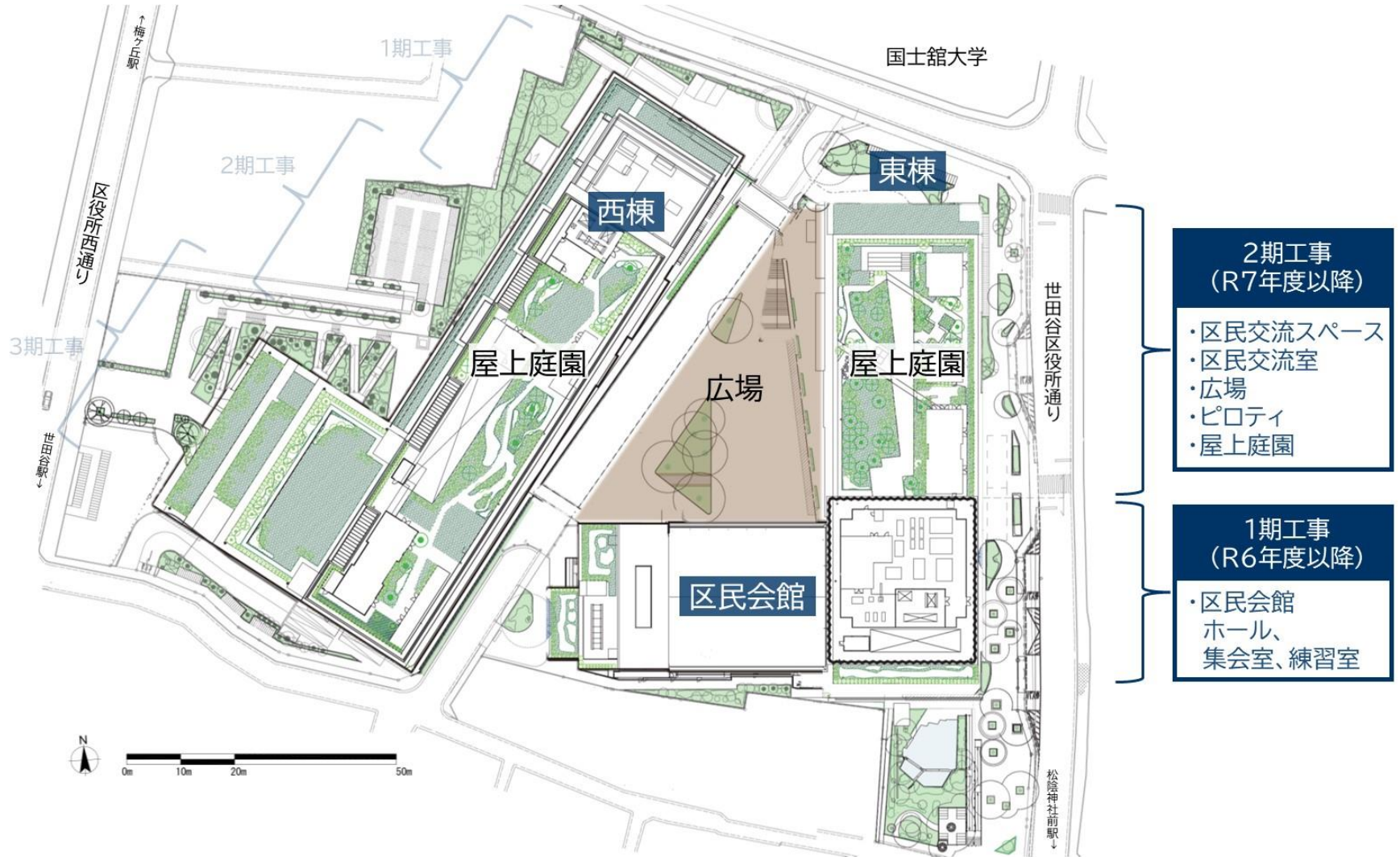


- ご発言は、手を挙げた方の中で、事務局が指名した方をお願いいたします。
ご理解ご協力をお願いいたします。
- 一人でも多くの方からご発言いただくため、発言は3分程度を目安に
お願いいたします。
- 発言者が多数の場合には、発言の機会が回らないこともございますので、
あらかじめご了承ください。
- お配りしている「意見カード」は、本説明会の最後にご提出ください。
- 携帯電話・スマートフォンは、電源をお切りになるかマナーモードに設定の上、
通話をご遠慮ください。また、写真撮影や録音もご遠慮ください。
- 本日は議事録等作成のため、事務局が会場内の様子を録音・撮影いたします
ので、あらかじめご了承ください。また、本日の記録は、区ホームページに掲載する
予定です。



2 区民利用・交流拠点施設

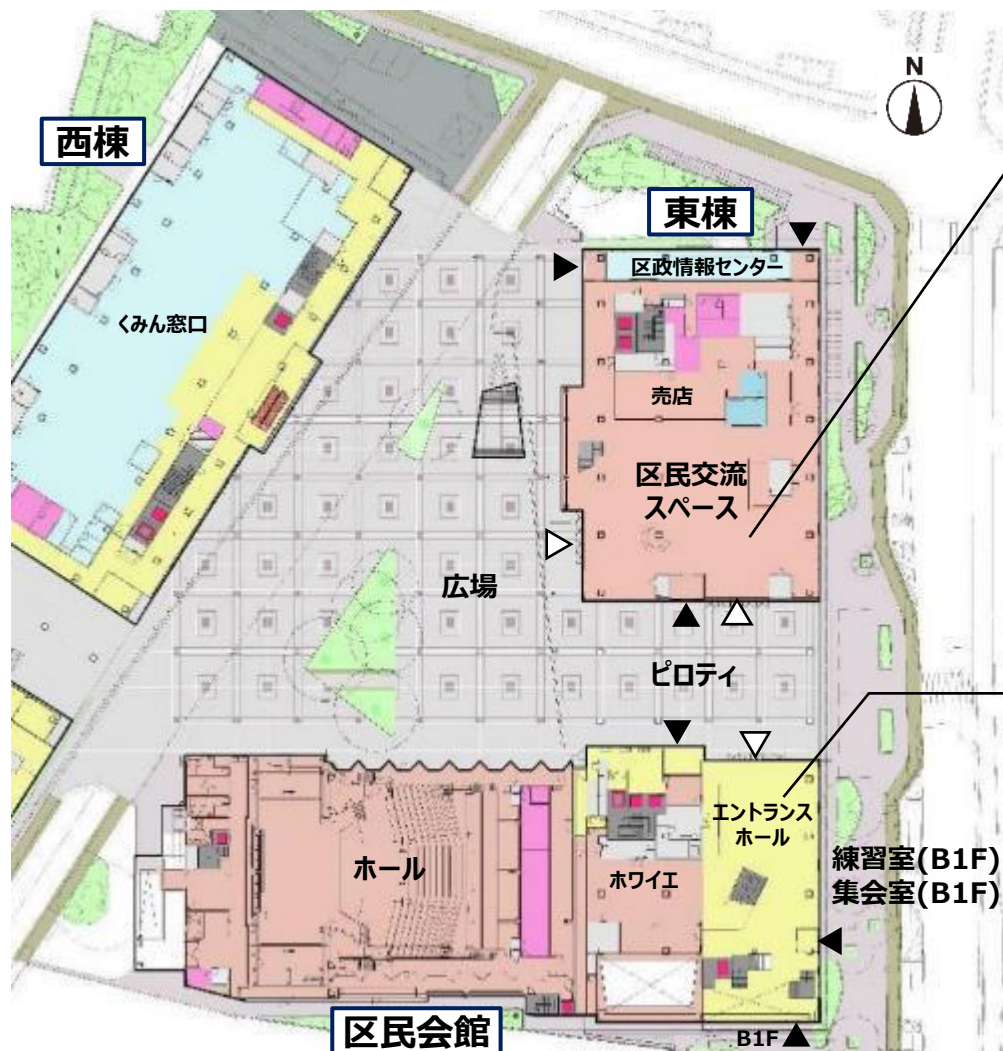
新しい本庁舎等配置図



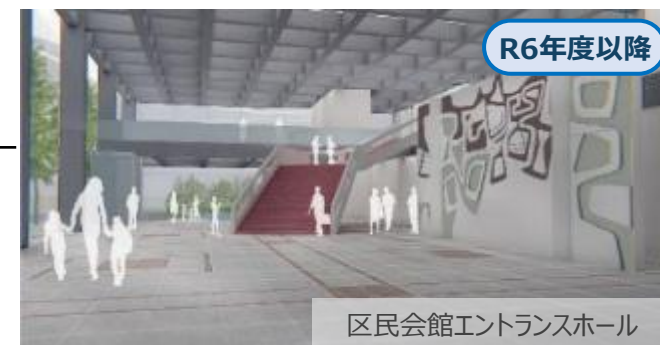
1階及び地下1階平面図



- 区民交流スペース、広場、ピロティ等を一体的に活用することが可能な平面計画



広場やピロティに面して区民交流スペースを配置し、区民会館エントランスホールを含め、一体的な活用が可能



区民会館エントランスホールは、明るく開放的な2層吹き抜けとし、2階には幕間にくつろぐことのできるラウンジを整備

2階平面図



- 広場を2階レベルで囲んだテラス沿いに、区民交流室を設置



災害時は、1階広場部分が物資運搬、緊急車両等の駐車スペース、荷捌き場となるため、テラスを歩行者のための動線とし、歩車分離を図ることも可能

窓から広場や道路沿いのケヤキの緑を望める
レストラン

R7年度以降

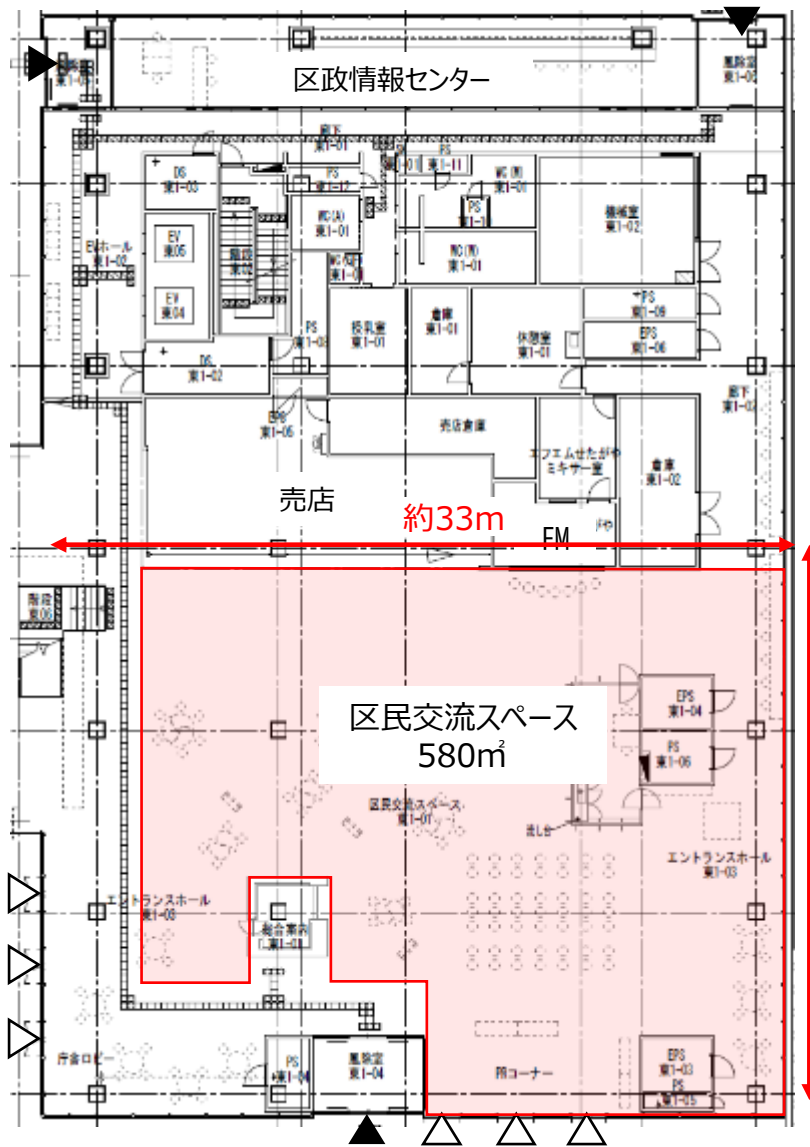
ホールホワイエには
美術品の展示ケースを設置

R6年度以降

エントランスホールの吹抜けに
面し、窓からは、サンクンガーデン
が望めるラウンジ

R6年度以降

区民交流スペース



区民交流スペース（東2期棟1F）



※区民交流スペースをはじめとした区民利用施設の什器、備品は今後検討します

●区民交流スペース

R7年度以降

- ・様々な利用形態を想定し、固定した間仕切りを設けないオープンな設えとする
- ・カウンターには流し台を設置
- ・格子天井にダクトレールと可動式のスポットライト、大型スクリーンなどの設置を検討
- ・区政情報センター、エフエム世田谷、売店など様々な機能を設置し、区民が利用しやすいスペースとする

北沢タウンホール
ミーティングルーム
約135㎡



広場から区民交流スペースを望む



ピロティから区民交流スペースを望む

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

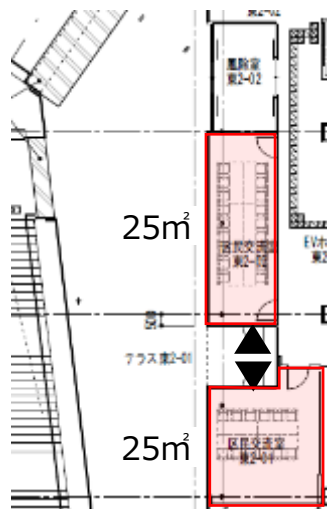
区民交流室



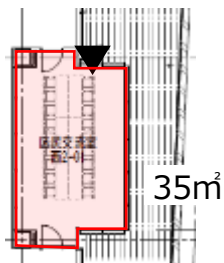
※区民交流室をはじめとした区民利用施設の什器、備品は今後検討します。

●区民交流室 R7年度以降

- ・主に会議室としての利用を想定
- ・西3期棟の区民交流室（1部屋）は、キッチン付き

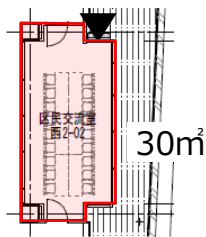


区民交流室
(東2期棟2F)

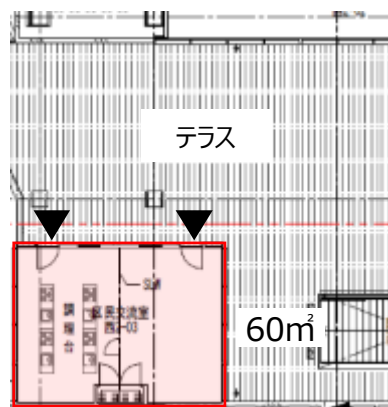


区民交流室
(西1期棟)

※2期以降供用開始

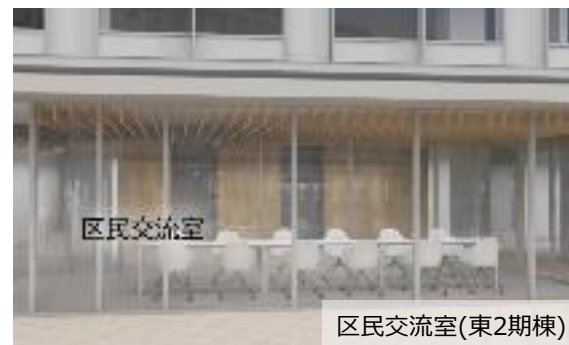


区民交流室
(西2期棟)



区民交流室 (キッチン付き)
(西3期棟) ※R9年度以降

北沢タウンホール
ミーティングルーム
約135m²



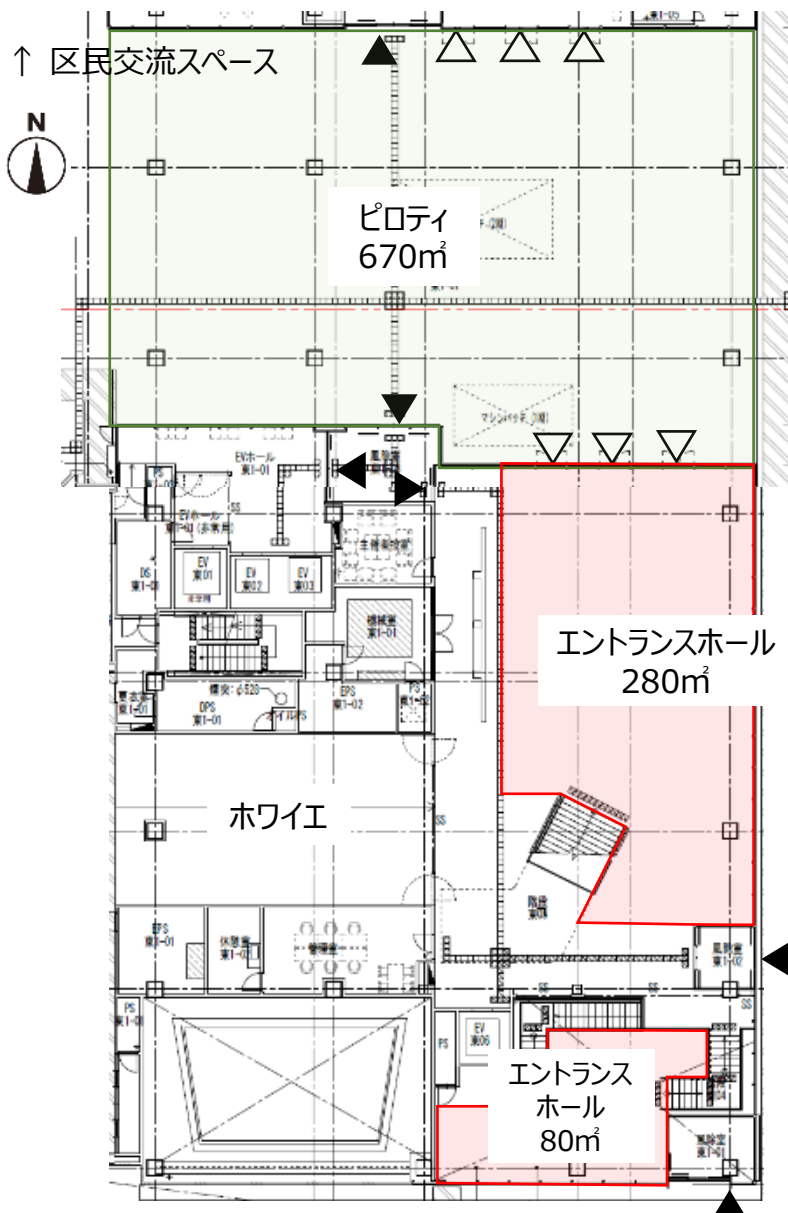
区民交流室(東2期棟)



区民交流室出入口
(東2期棟)

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

ピロティ、区民会館 エントランスホール



●ピロティ R7年度以降

- ・ 広場へのアクセス向上、地上の動線確保のため、ピロティを設ける。

●エントランスホール R6年度以降

- ・ 明るく開放的な2層吹き抜けのスペース。

北沢タウンホール
ミーティングルーム
約135㎡



ピロティ



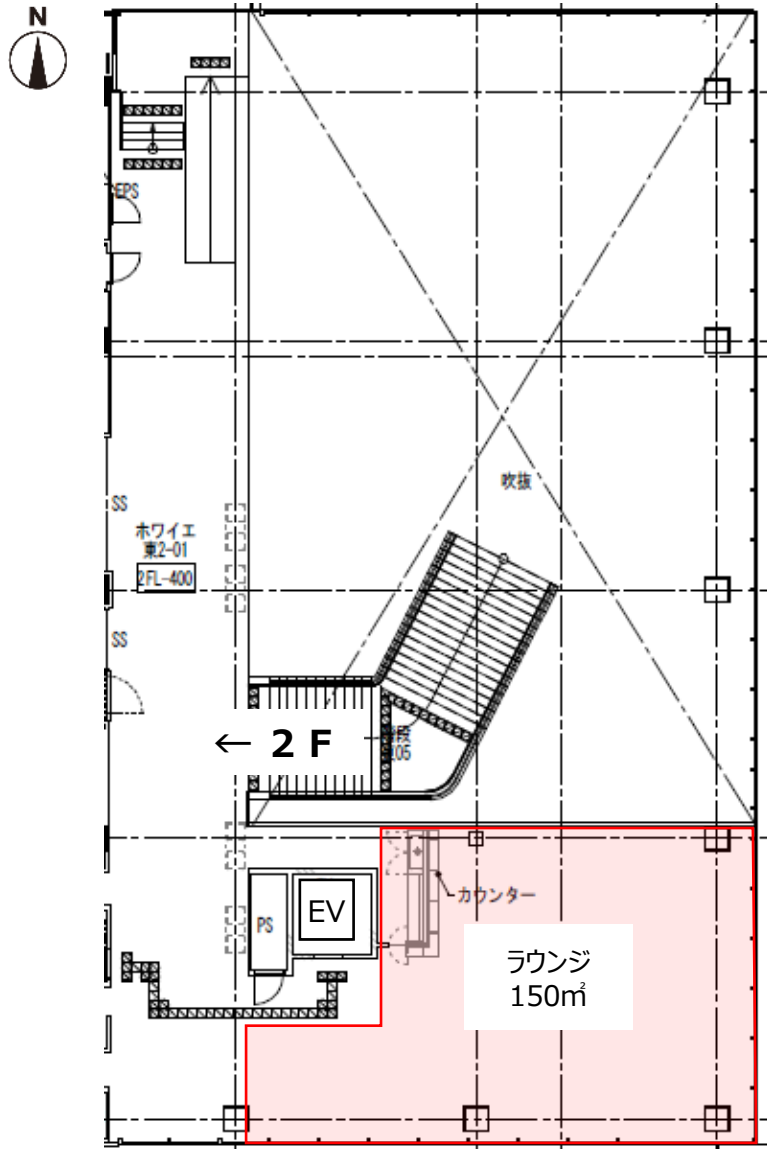
区民会館エントランスホール



区民会館エントランスホール

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

区民会館 ラウンジ



● ラウンジ

R6年度以降

- 公演の前後、幕間等に利用者がくつろぐことのできるスペース。

北沢タウンホール
ミーティングルーム
約135㎡



世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

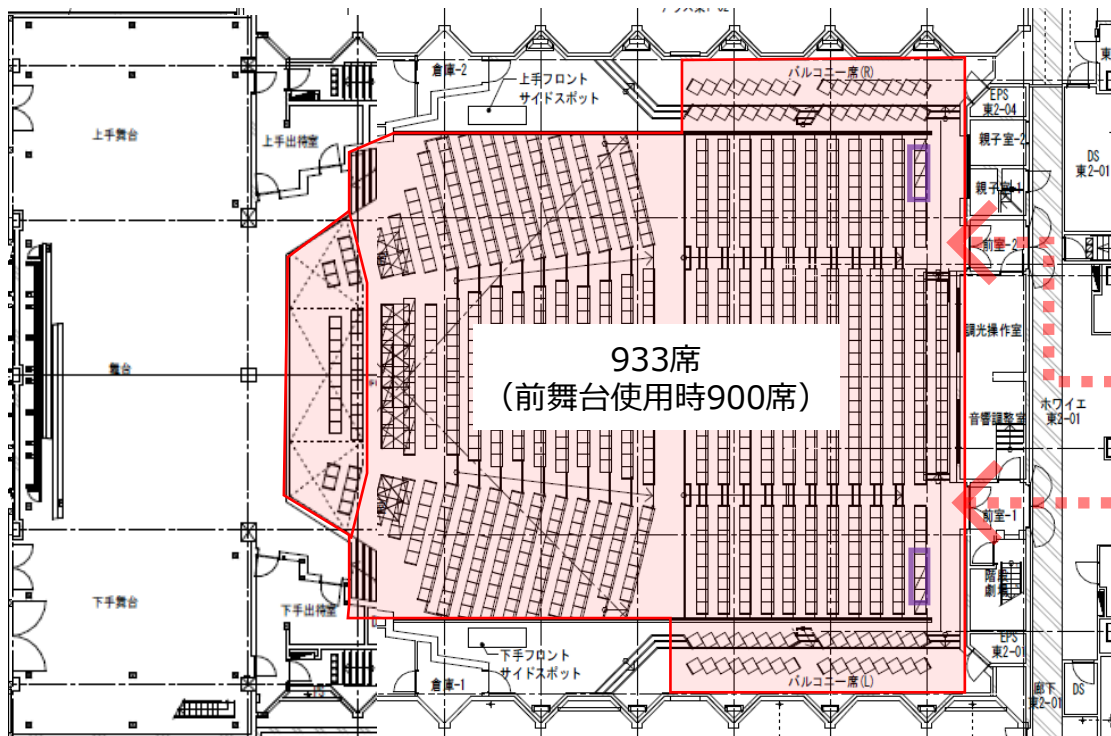
区民会館 ホール



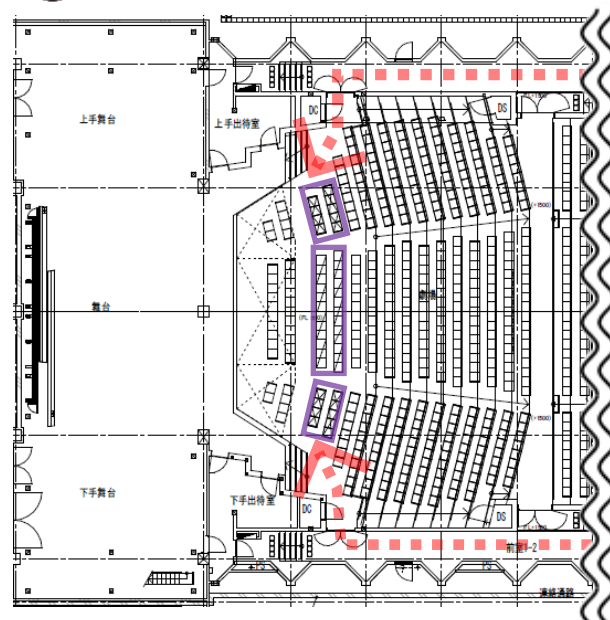
●区民会館 ホール R6年度以降

- ・ 933席（前舞台使用時は900席）
- ・ 客席は固定席を基本とし、座席空間を広くする（座席幅45cm→52cm）
- ・ 前舞台を使用しない時は、前舞台部分を客席に転換できるようにする。
- ・ 2階には親子席
- ・ 車椅子対応席（着脱式）は1階前方と2階後方の2か所

2階



1階



凡例

← 車いす使用者
動線

車いす対応席
(着脱式)

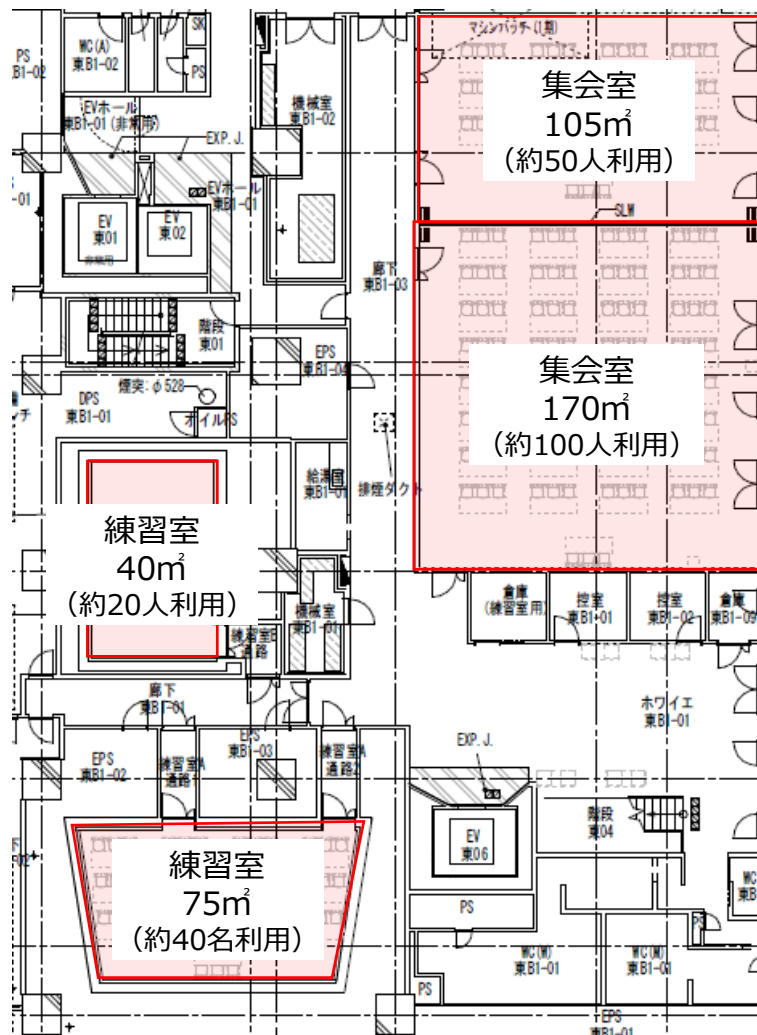


実施設計概要より一部抜粋

区民会館 練習室・集会室



区民会館集会室・練習室（B 1 F）



● 区民会館 集会室

R6年度以降

- ・スピーチ等の拡声をメインとした講演会や展覧会、各種会議等の用途を想定。
- ・移動間仕切りにより、柔軟な利用が可能な計画とする。
- ・単独での利用のほか、ホール使用時の楽屋、控室等としての利用も想定し、観客動線とは別に、舞台への出演者動線を確保する。

北沢タウンホール
ミーティングルーム
約135㎡

● 区民会館 練習室

R6年度以降

- ・音楽演奏やダンスの練習をはじめ、様々な用途で使用されることを想定。
- ・出入口は前室付の2重扉を配置し、十分な防音性能を備えた部屋として計画。
- ・単独での利用のほか、ホール使用時の楽屋、控室等としての利用も想定し、観客動線とは別に、舞台への出演者動線を確保。

屋上庭園

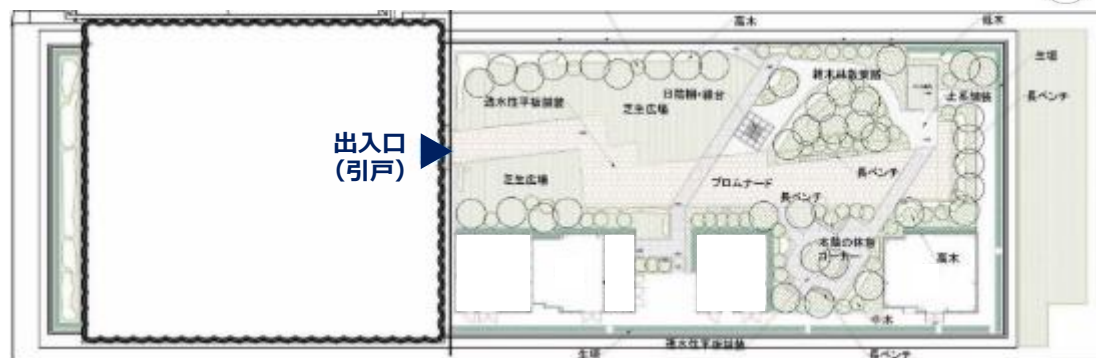


■ 区民利用・交流拠点施設は東棟の屋上庭園とする

掲載画像は現時点でのイメージです

東棟

一般開放（区民等が自由に利用できる設え） **R7年度以降**



- ・四季折々の花や紅葉、緑陰をつくる樹種で構成し、快適空間を創出
- ・休憩等の様々な利用ができる芝生広場や長ベンチを設置



芝生広場



日陰棚・長ベンチ

西棟

限定利用（野草等の保護、近隣配慮） **R9年度以降**



- ・世田谷区の野草を主体とし、武蔵野台地等の自然環境を切り取ったような 野趣のある草原
- ・野草園観察路の園路を軸に、両側に野草、水辺のビオトープなどを配置



野草園観察路



ビオトープ



3 これまでの検討経緯

本庁舎等整備に関する検討状況



時期	内容	
	計画等	区民参加による検討
平成28年度	本庁舎整備基本構想策定	
平成30年度	本庁舎等整備基本設計策定 (世田谷区民会館整備方針含む)	区民交流機能に係るワークショップ開催 (計2回、公募による区民等延べ36名参加)
令和元年度		区民交流スペースの運営に関する検討会開催 (計3回、知見・経験者、区職員延べ74名参加)
令和2年度	本庁舎等整備実施設計概要とりまとめ	
令和3年度	1期工事着工	
令和4年度	区民利用施設総合運営計画策定 検討委員会実施	新しい本庁舎等における区民利用施設の運営 を考える区民ワークショップ開催(計3回)

令和4年度の検討内容



■ 区民利用施設総合運営計画策定検討委員会

目的

区民利用・交流拠点施設について、幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、総合的、効果的かつ効率的に運営するための総合運営計画を策定する

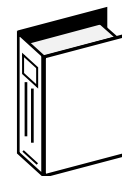
検討委員会は、これらの区の決定に基づき、
専門的な知見や区民の視点に立った検討を行うこと

検討事項

- 区民利用・交流拠点施設の根幹となる基本理念や基本方針等を定めることを目的として議論を行う
- 今後の区民利用・交流拠点施設の開館に向けた活動・組織イメージや区民参加の方法について検討を行う

基本理念
基本方針
実現に向けた取組み

事業・活動イメージ
組織運営イメージ



総合運営計画

令和4年度の検討内容



■ 区民利用施設総合運営計画策定検討委員会

基本方針・目標について

(主な意見)



- 新しい人が常に参加でき、多様な人が関わって、コラボレーションする組織となり、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら「汽水域」の実現をめざしていくことが大事である
- 区民利用施設全体の一体運用という目線で交流をデザインし促進すること、区民92万人が利用者、または受益者であるような質の高い活動をめざし、「自ら提案し、交流をデザインする」という文化や慣習を培うことが大切である
- 作る、育つ過程を楽しむこと、「コモン」という考え方で色々な人が一緒に時間をかけて作り上げていくことが大切である



全体を通じ、多様な区民、区職員が交わり、区民利用施設内のさまざまな施設の運営に横断的に関わること、理想像を固めず自分たちに沿ったあり方を探りながら育てていくことで世田谷らしい施設づくりをめざしていく

令和4年度の検討内容



■ 区民利用施設総合運営計画策定検討委員会

事業・活動について

(主な意見)

- 「サードプレイス」のように、目的が無くても来る、普段から使える場にするための方策が必要である
- お互いの顔が見えるような、横のつながりをつくる「交流の仕組みづくり」が重要である
- 区民利用施設に収まらずに、司令塔的に活動を広げることも重要である
- 若い世代が活躍でき、みどり等の活動の入口として敷居が下がる場になると良い
- 日常的に利用するための様々な取組み、雰囲気を作るための自主事業によるブランディング、やりた
いと思った人が参加しやすくなる仕組みづくり、この3点が必要となる
- 情報発信の質と頻度が重要である。キックオフイベントや、
わかりやすいキャッチコピー、キッチンカーや商店街を
巻き込んでの周知が効果的ではないか



令和4年度の検討内容



■ 区民利用施設総合運営計画策定検討委員会

運営組織について

第4回検討委員会にて区民、区民会館や区民交流スペースなどを運営する運営事業者、区、の三者が一体となる（仮称）運営委員会という組織を提案

（仮称）運営委員会

区、運営事業者、区民などが共に区民利用施設運営に携われる場



役割

- ・ 運営や利用についての協議
- ・ 課題や改善事項についての協議
- ・ 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定

↓
施設の運営や利用についての助言・指示

- ・ 運営状況
- ・ 事業実施状況
- ・ 利用者の声 など

施設に関する
報告

協議結果の
反映指示

- ・ 運用ルールの変更
- ・ 運営の改善 など

区民利用施設運営組織

区民利用施設の貸館業務などを行う組織



区民利用施設の貸館業務を
中心に行う運営者



使用ルール等を規定する
区民利用施設担当所管課

（主な意見）

- ・ 区民が参加できるような従来にはない形を模索できている
- ・ 区内の中間支援組織であるNPO等の活用、または連携を検討する必要がある
- ・ 多岐にわたる区民利用・交流拠点施設を運営する事業者を1事業者、または、複数の事業者で運営した場合におけるメリットやデメリットを考慮した上で決める必要がある
- ・ 運営事業者が区民利用・交流拠点施設の使い方を試しながら、育てていき、運営委員会が長期的な視点で軌道修正する

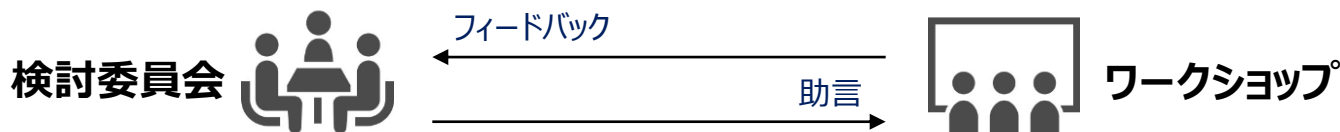
令和4年度の検討内容



■ 新しい本庁舎等における区民利用施設の運営を考える区民ワークショップ°

目的

- ・ 検討委員会と並行して実施することにより、各会議体の利点を活かして相互に影響を与え合う
- ・ 幅広い年代の参加者から挙げられる具体的なイメージを、基本理念等を策定する際における方向性等の参考とする



検討事項

新施設でやりたい事業・活動を考えよう

各施設、もしくは複数施設にまたがるような、オリジナルの年間活動計画をつくる

『いつでも使いやすい』を考えよう

広場と区民交流スペースを「日常」と「非日常」にわけ、各エリアの使い方と、そのために何が必要になるかを話し合う

新施設開館後の関わり方を考えよう

ワークショップの参加者自身が、施設にどう関わっていきたいか、そして開館に向けて区民参加を促すための仕組みや周知方法を話し合う

運営基本計画と運営実施計画



総合運営計画を「**運営基本計画**」と「**運営実施計画**」の2つに分割し、2年かけて順次策定する

→ 「運営基本計画」において明確となった方針を踏まえ、ワークショップや試行イベント等を通して、より具体的・実地的な施設の運営に関する検討を積み重ね、「運営実施計画」に反映する

運営基本計画

基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する

基本方針

多様な人々の交流を生み出す
場をつくる

文化・芸術によって
暮らしを豊かにする

みどりで多様な主体をつなぎ、
心潤う環境をつくる

実現に向けた 取り組み

- (1) 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる
- (2) 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する
- (3) 区民が主体的に関わる事業を実施する
- (4) 誰もが使える、憩える空間をつくる
- (5) 地域と連携した事業を実施する

運営実施計画

事業・活動計画

組織運営計画



4 運営基本計画



目次

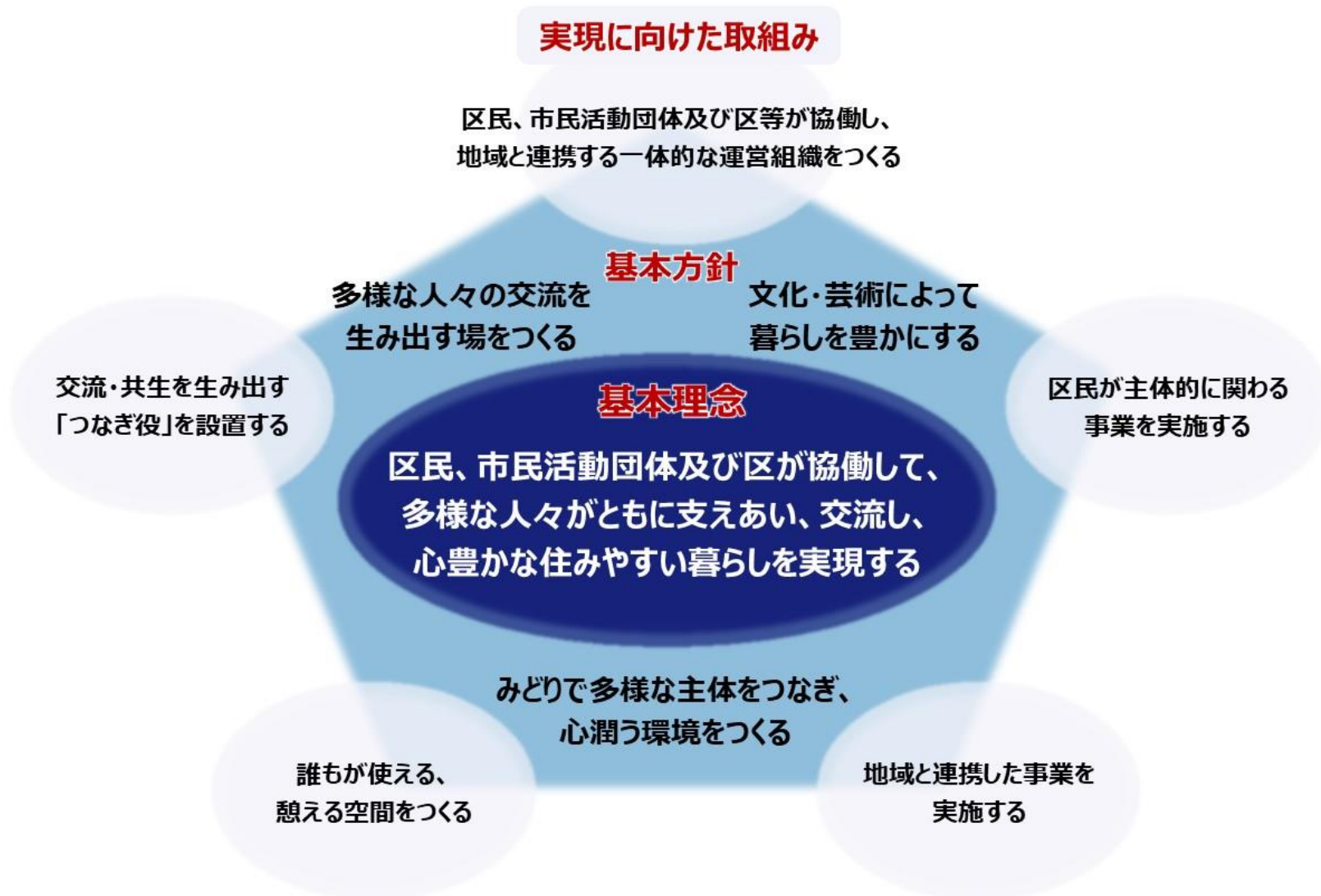
令和5年6月策定

- 第1章 計画の策定にあたって（計画の背景）
- 第2章 現状と課題について
 - ・ 区民会館や中庭などの過去の利用状況を調査
 - ・ 現状を元に課題を設定
- 第3章 運営基本計画の基本的考え方
 - ・ 区民利用・交流拠点施設の根幹となる「基本理念」、「基本方針」、「実現に向けた取組み」を中心とした大きな方針を記載
- 第4章 運営実施計画の策定に向けて
 - ・ 「運営基本計画」「運営実施計画」の2つを2か年に渡って策定することを記載
 - ・ 今後のスケジュール
- 資料編
 - ・ これまでの検討経緯と、そこで出た意見のまとめ
 - ・ 区政モニターの回答結果

基本理念・基本方針・実現に向けた取組み



■ 基本理念・基本方針・実現に向けた取組み（体系図）



区民利用・交流拠点施設の基本理念



■ 基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、
多様な人々がともに支えあい、交流し、
心豊かな住みやすい暮らしを実現する

平成28年（2016年）12月策定の世田谷区本庁舎等整備基本構想に基本的方針の一つとして掲げた「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」。この方針に基づいて設計された新しい本庁舎等は、特にエントランス部分に位置する大規模な区民交流スペースについて、設計段階の検討会では、淡水と海水が交じり合い、多様な生物が共生し合う「汽水域」のように、人々の共生の場になり、ここで生まれる新しい関係が社会課題の解決に取り組む体制となることを将来像としました。

この提案を受けて、区民交流スペースや、世田谷区民会館、広場、屋上庭園等も含めた区民利用・交流拠点施設を舞台とし、さまざまな区民、市民活動団体及び区が協働して相互に影響を与え合いながら、多様な人々、一人ひとりが新たな縁を生み出し、交流して、心豊かな住みやすい暮らしを実現することをめざします。



(1) 多様な人々の交流を生み出す場をつくる

- 誰でも日常的に訪れることができる空間や事業を提供する。
- 区民や市民活動団体が運営に関わり、区民利用・交流拠点施設を積極的に利用して活動することで、区民自治に向けた共生・共助を生み出す。
- 区が市民活動団体、地域活動団体、教育機関、事業者等と協働・連携した取組みを実施する。

(2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする

- 全区的な文化・芸術の拠点として位置づける世田谷区民会館において、区民の誰もが暮らしの中で、多様な文化・芸術にふれ、体験・参加できる機会を提供する。
- 区民、市民活動団体及び区等の文化・芸術の取組みを推進し、心豊かな活力あるコミュニティの形成につなげる。
- 世田谷の歴史や文化・芸術の特色を活用し、地域の魅力向上に寄与する。

(3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

- 「世田谷みどり33」をめざした「区役所一帯のみどりの拠点」として、魅力ある緑化空間づくりと拡大に取り組み、みどり豊かで住みやすい「世田谷らしさ」のある風景の創出によって、みどりの量と質を高めることに貢献する。
- 多様な人々がみどりを通して環境と調和する場をともに創り上げ、その多面的機能や価値を共有し、すべての持続可能性の基層である「環境」にかかる負荷を低減させるための意識を醸成する。

実現に向けた取り組み



基本理念を達成するためには、「多様な人々が訪れ、交流する場をつくる」取り組みが求められます。

この取り組みを実現するためには、子どもから若者・高齢者や、障害者、外国人等、区民の誰もが関わりやすい仕組みの中で、一緒に時間を共有して、試行を重ねながら、組織や人を育み、進めていくことが必要です。

① 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる

- 区民、市民活動団体及び区等が運営に参画し、地域と連携する組織を構築し、区民利用・交流拠点施設で実施する事業や活動に横断的に関わる。
- 区民利用・交流拠点施設全体への区民参画のあり方と併せて、緑化空間をコモンのように共同管理することについて検討し、試行する。

② 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する

- 地域の課題やニーズに応じ、区民、市民活動団体及び区とのマッチング・交流など様々な案内や相談対応などを行う機能を試行する。
- 区民交流スペース等で、利用者同士が顔見知りになり、つながるためのつなぎ手としての役割を担うこともめざす。

実現に向けた取り組み



③ 区民が主体的に関わる事業を実施する

- 市民活動の持続的発展のため、新たに活動に参加する区民を増やすための普及事業を実施する。
- 誰もが参画・協働できる文化・芸術環境を整備していくために、区民参加の文化事業やワークショップ等を開催する。
- みどりを楽しむことが区民にとって習慣づけられ、地域におけるみどりの役割を大切にする活動が区民に浸透するよう、「見て、楽しむ」だけでなく、「育み、活かす」事業の推進と定着を図る。

④ 誰もが使える、憩える空間をつくる

- 区民が気軽に立ち寄れ、思い思いの時間を過ごせる居場所となるような空間づくりを実施する。
- 区民同士や区民と区などのミーティング、学習や研修、ワークショップなど、多様な体験や新しい経験ができる場を提供する。
- イベントや展示などを通して、市民活動団体等との協働や文化・芸術の創造性などから生み出される様々な価値により、活力ある賑わいづくりの場としてのイメージを創出する。

⑤ 地域と連携した事業を実施する

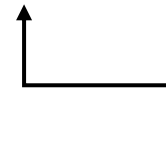
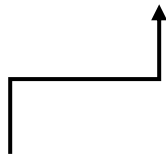
- 商店街、教育機関、図書館、公園緑地など、区民利用・交流拠点施設周辺における地域の人的・文化資源と連携した地域の価値を高める事業を実施する。



5 意見交換



区民利用・交流拠点施設について、 どんな使い方をしたいか



備品・レイアウト



利用ルール



支援体制・機能



など

意見交換の流れ



順序	時間 (目安)	進め方
1 自己紹介	10分	簡単な自己紹介と併せて、以下 2 点についてお話しください。 ・今回の説明に参加したきっかけや、期待すること ・施設の説明を聞いての感想
2 意見交換	30分	「施設をどのように使いたいかな」を、3 つのテーマを参考に、 ご自由にご発言ください

意見交換の流れ



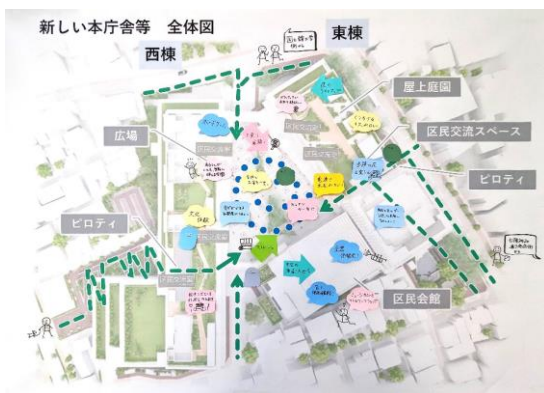
これまでの検討経緯を元に、区がレイアウトイメージを作成しました

- ・ 一人でも過ごしやすいカウンター
- ・ 憩いの場になるソファ
- ・ 子どもが過ごしやすい交流が生まれるスペース
- ・ 情報発信のコーナ
- ・ 活動団体が利用できるワークスペース など

備品・レイアウト



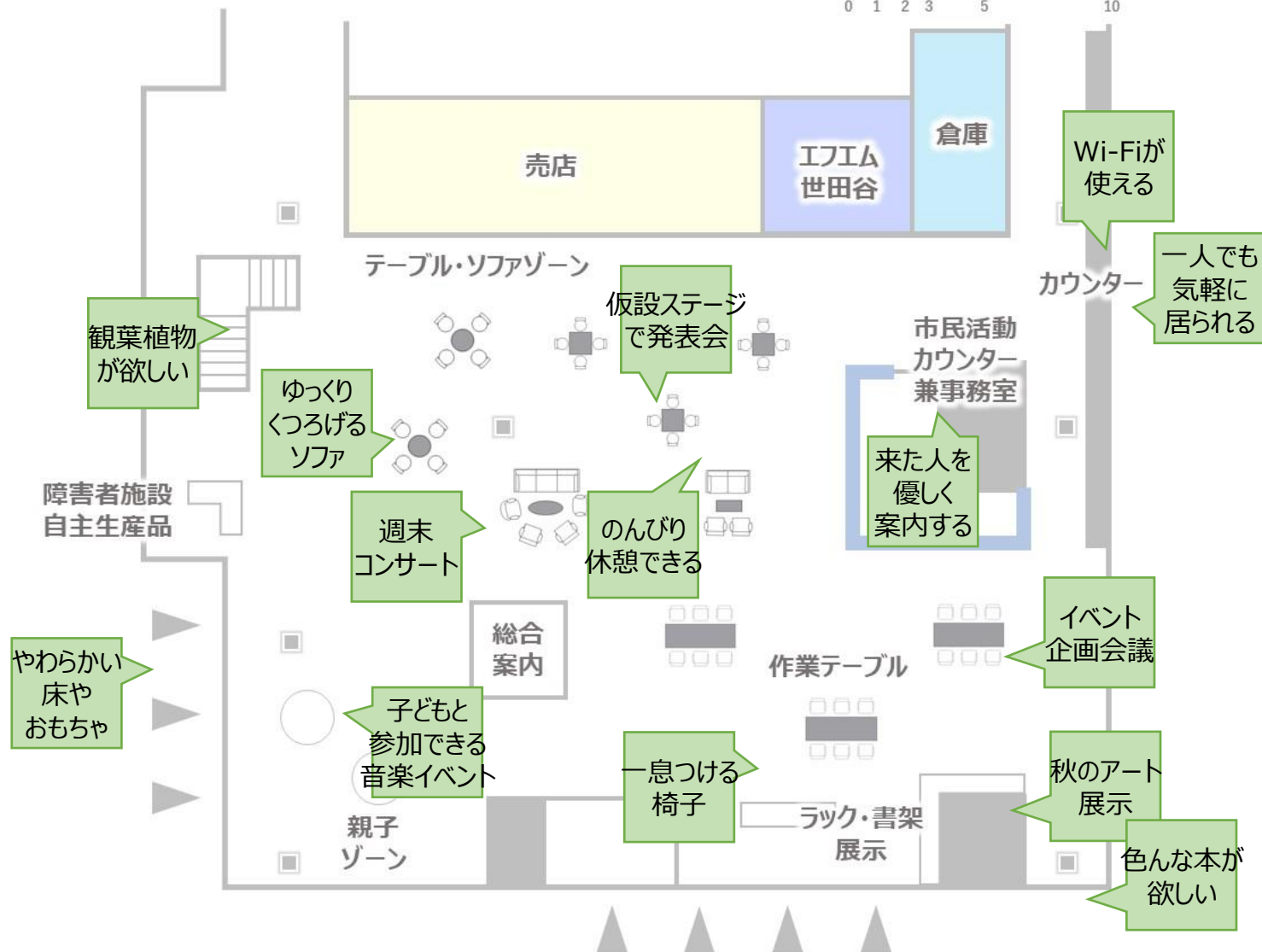
「どのような過ごし方をしたいか」「どんなものがあると良いか」
といういただいた活動イメージを参考にご意見ください



(参考) 活動イメージ (区民交流スペース)



■ うめとぴあフェスタにおけるワークショップでのご意見



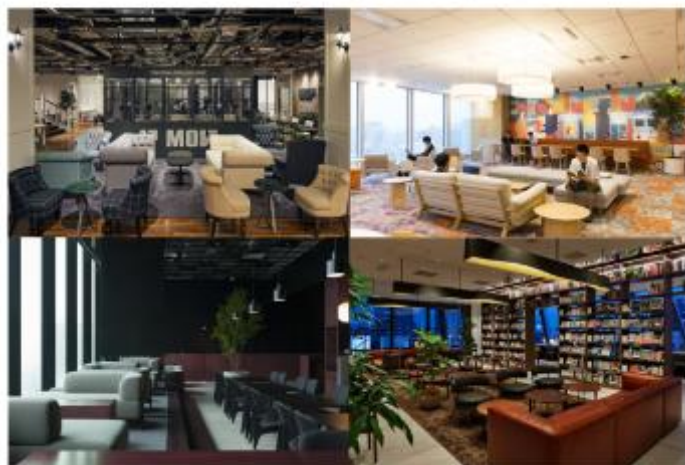
(参考) 活動イメージ (区民交流スペース)



イベント空間にも変身！ 一般テーブルゾーン



リラックス空間！ ソファゾーン



市民活動をもっと楽しく 市民活動エリア



子どもたちの遊び場！ 親子ゾーン



※人の流れが想定される
四方向からの動線を
示しています





- どのような利用ルールがあれば施設が使いやすくなるでしょうか

占有の可否

貸出時間

借りられる人

申込方法

など

利用ルール



活動イメージや基本方針に基づいた施設の利用イメージを参考に、ご意見をください

基本方針のイメージ化

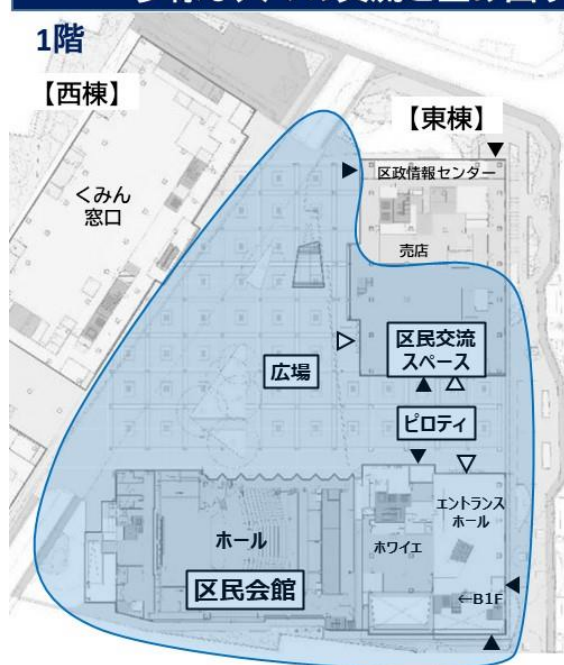


多様な人々の交流を生み出す場をつくる

1階

【西棟】

【東棟】



2階

【西棟】

【東棟】



東棟6階



地下1階



●これまでの検討結果 からの利用イメージ

- 区民利用・交流拠点施設全体が交流の舞台になる
- 本庁舎等に訪れた人が、色々な場所で思い思いの時間を過ごすことができ、エリアの性質ごとに様々な使われ方が想定される

基本方針のイメージ化

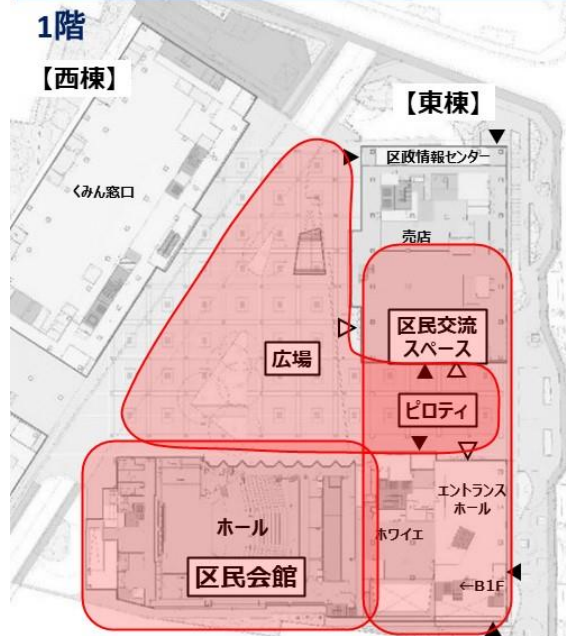


文化・芸術によって暮らしを豊かにする

1階

【西棟】

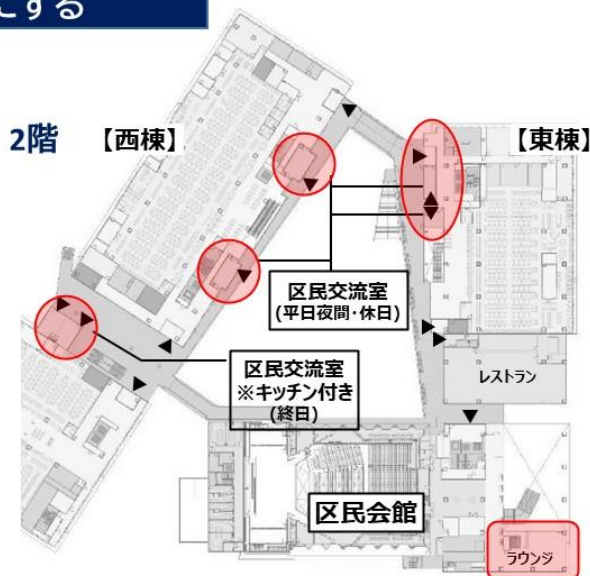
【東棟】



2階

【西棟】

【東棟】



地下1階



東棟6階



●これまでの検討結果 からの利用イメージ

- 直接、文化・芸術に触れる場合は、文化・芸術の拠点である区民会館ホールがメインとなる。
 - 練習室での活動や、ラウンジでのミニコンサートなど、様々な活動の規模が想定される。
 - 屋内だけではなく、区民参加の文化事業やワークショップの場として、屋外を使った活動も考えられる。
- 広場全体や、ピロティに面する扉を開放して区民会館のエントランスホールから区民交流スペースまでを一体として、様々な人が自由に参加できる、広く賑やかな場として使うことも可能

基本方針のイメージ化



みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

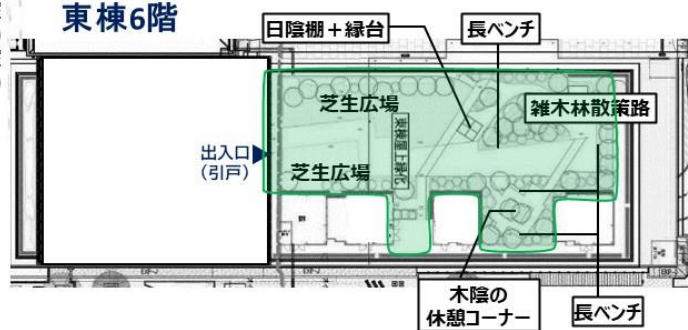
1階



2階



東棟6階



●これまでの検討結果からの利用イメージ

- まず植栽に触れる場所で活動が発生し、そこを拠点として活動が広がっていく。広場には保存・移植されたケヤキが植えられている。
- みどりに触れる活動として、プランターなどでみどりを増やしつつ、空間を分けることも可能
- 屋上庭園全体はみどりをコモンのように共同管理をし、みどりに触れるだけではない、みどりを育み活かす活動なども想定される。

意見交換の流れ



施設運営関係者（イメージ）



維持管理運営

貸館、備品貸出等



つなぎ役

マッチングや交流を生み出す
案内や相談対応

支援体制・機能



利用者の交流を生み出すきっかけづくりや仕掛けはどのようなものか？

利用者にとってどのようなサポートが欲しいか？

サポートスタッフや事業の企画など、区民参加がしやすくなる仕組みとは？



6 閉会



- 本日の感想や言い足りなかったことなど、「意見カード」にご記入ください
- 終了後、意見カードはご自分の席の前に置いたまま、ご退出ください

世田谷区では、今後区民利用・交流拠点施設に関する「運営実施計画」の策定に向けて検討を進めてまいります

これからも「区民意見募集」など、ご意見をいただく場を設けてまいりますので、ぜひご意見をお寄せください